

2026年6月8日

各位

三井化学株式会社

当社に対する高圧ガス保安法に基づく嚴重注意について

当社は、高圧ガス保安法に基づく特定認定事業所である大阪工場において、業務管理等に不備があり、保安検査の未実施があったこと、並びに施設の技術基準への適合維持管理の一部が適切に行われていなかったことから認定の基準である保安管理システムの確立等について改善すべき課題があると認められたため、6月5日、経済産業省より嚴重注意を受けました。関係者および行政当局の皆様にご心配、ご迷惑をお掛けしたことに対し、深くお詫び申し上げます。

当社は、特定認定事業者でありながら、上記のような事態を発生させたことの重大性を厳粛に受け止め、従来からの社長以下経営層の関与のもと、保安管理システムの実効性を一層高めながら、本社および各工場が一体となって、法令遵守および保安管理の徹底に取り組み、再発防止対策を確実に実施するとともに、工場の安全確保に努める所存です。

なお、本件は設備の安全性に影響を与えるものではなく、工場の安全や地域環境への影響はございません。

記

1. 概要

2025年11月、大阪工場の高圧ガス認定保安検査において、社内調査により以下の法令違反が判明しました。

- ・規定通りに実施していない保安検査項目があり、かつその状態で運転を継続していたこと
- ・保安検査基準日を超過した状態で運転を継続していたこと

水平展開として、過去10年間に遡り、特定認定事業所である大阪工場、市原工場および岩国大竹工場で保安検査の実施状況を調査したところ、大阪工場において、他にも数件の同様な事案があることが判明しました。

2. 法令違反の主な原因

本社ガバナンス不足、保安検査に係る業務フローの不備、法定検査管理システム運用の不備、保安検査に係る担当者の認識不足

3. 再発防止対策

- ・経営トップの強い関与による本社ガバナンス強化（認定工場協議会の設置）
- ・保安検査に係る業務フロー、要領の見直し
- ・法定検査管理システム運用の見直し
- ・保安検査に係る関係者に対する繰り返し教育、課長層ディスカッションの実施

以上

本件に関するお問い合わせ先

コーポレートコミュニケーション部

TEL:03-6880-7500

https://form.mitsuichemicals.com/corporate/cc_pr_csr_ja